

加古川市ふれあい交流事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の団体等が人権啓発の推進を図ることを目的に、多くの世代が参加でき、地域交流を促進するために実施する「加古川市ふれあい交流事業」(以下、「交流事業」という。)の実施について必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2条 交流事業は次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 人権教育または人権啓発に係る事業
- (2) 多くの世代が参加でき、地域交流が促進される事業

なお、複数人が一堂に会して実施する事業に限らず、人権に関連する作品の展示会や文集の発行、インターネットを利用したりリモートによる事業なども含むものとする。

(事業の実施主体)

第3条 交流事業を実施する団体等は次に掲げるものとする。

- (1) 町内会連合会
- (2) 校区人権・同和教育協議会
- (3) 地域の団体等により組織された実行委員会
- (4) その他、地域の判断により実施主体として位置づけられた団体等

(事業の実施単位)

第4条 交流事業を実施する単位は小学校区とするが、単独校区での実施、もしくは複数校区での合同実施等、実施単位については前条の団体等の判断において選択できるものとする。

(実施事業の名称)

第5条 実施する交流事業の名称については、「加古川市ふれあい交流事業」に限らず、団体等が実施する第2条に規定する内容を満たす事業であれば、地域において事業内容にふさわしい名称を付した事業を交流事業とする。

(補助金)

第6条 交流事業を実施した団体等に対し、補助金を交付する。ただし、補助金の支払いについては、原則、交流事業の実施後とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。